

令和7年度 区民施設・行政施設監査の結果について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和7年度区民施設・行政施設監査結果を下記のとおり公表する。

令和8年2月26日

東京都北区監査委員 佐藤 明 充  
同 西村 泰 信  
同 坂口 勝 也  
同 坂場まさたけ

記

1 監査実施日及び監査対象

監査実施日	監査対象	所管課
12月8日 (月)	王子地域振興室 王子ふれあい館	地域振興課
	滝野川西地域振興室 滝野川西ふれあい館	
12月9日 (火)	障害者福祉センター	障害者福祉センター
	北区保健所	北区保健所
12月11日 (木)	滝野川西図書館	中央図書館
	赤羽北図書館	

事務監査は、11月21日（金）から12月11日（木）に実施した。

2 監査事項及び範囲

主として令和6年度及び令和7年度の監査実施までの期間における財務に関する事務の執行及び施設の管理状況について監査した。

### 3 監査の主な着眼点

- (1) 施設の管理運営は、施設の設置目的に合致して行われているか。  
また、利用者の利便性を考慮したものとなっているか。
- (2) 施設は安全性を考慮して管理運営されているか。  
また、災害対策や防犯対策は万全か。
- (3) 施設の管理業務は、適切かつ効率的に行われているか。
- (4) 現金等の出納保管は適正になされているか。

### 4 監査結果

区民施設・行政施設の財務に関する事務の執行及び施設の管理については、概ね適正に行われていると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない軽易な事項については、口頭により注意したので、速やかに対応されたい。

#### 【 口頭注意事項 】

施設管理に関する事項 7件